

令和6年度

幼保連携型認定こども園 木津さくらの森 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 育宝会
所 在 地	奈良県奈良市五条町 292-4
電 話 番 号	0742-32-4150
代表者氏名	理事長 藤本 宣史

2. 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 木津さくらの森
施 設 の 所 在 地	木津川市相楽台 4 丁目 2 番 5
連 絡 先	電話番号 0774-71-4150 FAX 0774-75-1105
管 理 者	園長 藤本 和寿
対 象 児 童	子ども・子育て支援法の定めるところにより、 1号・2号・3号認定を受けた0歳から小学校就学前の児童
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の教育標準時間利用児 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の保育標準・短時間利用児 66人 <3号認定子ども> 3歳未満の保育標準・短時間利用児 54人
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日 (木津さくらの森保育園)
認定こども園開設日	平成 29 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2621451000203

3. 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

(1) 施設の目的

社会区福祉法人育宝会が設置する幼保連携型認定こども園木津さくらの森（以下「当園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当に環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

① 人との関わりを大切にした保育（社会性を育む）

最近の研究では、子どもは生まれながらに様々な能力を持っていること、乳児期から子ども同士の関わりを経験することで様々な非認知能力が育つことが明らかになっています。しかし、少子化の日本では、家庭でそれを体験することが難しくなり、こども園の果たす役割がとて大きくなっています。今、こども園には、家庭や地域の中で育つことが少なくなってきた「人と関わる力」を、集団保育のなかでつけていく役割が望まれているのです。

② 子どもの主体性を育てる保育（自立・自律を育む）

少子化の現在、家庭でも保育の現場でも、子ども一人ひとりに目が届き、手をかけられるようになってきています。一見いいことのようにも思えますが、やってあげる保育が行き届くので、子どもの主体性や意欲が育ちにくくなっています。主体的な活動をする子どもとは、「やらされる」「受身」「指示待ち」の子どもに対極にあり、自ら課題を見つけ、自ら考え行動する子のことです。そのためには、自らに働きかけることをしなければなりません。保育者は「教える・面倒を見る」立場ではなく、「子どもの興味や意欲を引き出す」立場での関わりが必要となります。

③ 一人ひとりの特性に応じた保育（個性を育む）

男女、障がい、年齢による刷り込みを持たず、個々の発達や成長をしっかり見つめ、それを丁寧に保障していくこと、子ども一人ひとりの興味や関心、課題などを把握して、保育をすることを大切にします。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2906.91 m ²
	園庭	730.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造 地上2階
	延べ面積	1103.22 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児（ひよこ組）・1歳児（あひる組）
ほふく室		
保育室	5室	2歳児（うさぎ組）・3歳児（りす組） 4歳児（くま組）・5歳児（らいおん組） 一時預かり保育（ぱんだ組）
遊戯室兼 ランチルーム	1室	
キッチン	1室	
相談室	1室	
コミュニティルーム	1室	
トイレ	7ヶ所	こども用3ヶ所、大人用2ヶ所、 キッチン用1ヶ所、多目的トイレ1ヶ所

5. 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	常勤
主幹保育教諭	1	常勤
副主幹保育教諭	2	常勤
保育教諭	—	配置基準を上回る数
看護師	1	常勤
子育て支援員	1	非常勤
事務員	1	常勤
用務員	1	非常勤
英語指導講師	1	非常勤
体育指導講師	1	株式会社 力健
栄養士	1	京都マルタマフーズ株式会社
調理員	3	京都マルタマフーズ株式会社

※ 当園では、「京都府認定子ども園の認定等の要件等に関する条例」に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、配置基準を上回る職員を配置しています。

※ 保育教諭は、開園時間及び延長保育時間を通じてローテーションにより勤務します。

※ 当園では職員を対象に虐待防止のための研修を行っています

6. 休園日及び保育協力日

内容	期間・時間	備考
年末年始 日曜・祝祭日	12月29日～1月3日	全園児休園
土曜日	土曜保育申請書もしくは毎週水曜までに 土曜保育願(臨時)を提出。 ※行事日は対象外	1号認定 (休園) 2・3号認定 (希望保育)
教育時間設定 除外日	夏季休園 冬季休園 春季休園	
土曜行事	○スポフェス・生活発表会・環境整備の終了後	全園児休園
園の運営上 通常保育が 出来ない日	○成長展・卒園式 ○職員研修 5月の3週目の土曜日 ○盆休み・年末年始・年度末など	家庭保育協力日
その他	園長が休園を必要と認めた日	

7. 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

(1) 保育時間について

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間(概ね4時間程度)	9時00分～13時00分
2号認定子ども	保育標準時間(最大11時間)	7時00分～18時00分
3号認定子ども	保育短時間(最大8時間)	8時30分～16時30分

※午前9時15分までには登園してください。(9時30分より朝の活動)

※保育を利用できる時間は、上記時間を上限として「保育必要時間申請書」で認められた時間が基本となります。

(2) 預かり保育及び延長保育

認定区分	内容	時間
1号認定 (教育標準時間)	預かり保育	8時30分～8時59分 13時01分～16時30分
	1号特別延長保育	8時00分～8時29分 16時31分～18時00分
	延長保育	7時00分～7時59分 18時01分～19時00分
2・3号認定 (保育標準時間)	延長保育	18時01分～19時00分
2・3号認定 (保育短時間)	延長保育	7時00分～8時29分 16時31分～19時00分

8. 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる事項の提供を行います。

- ① 特定教育・保育及び時間外保育の提供
- ② 食事の提供
- ③ 子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり保育事業、病児保育事業、子育て支援ひろば、その他教育・保育に係る行事等）

9. 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10. 利用契約の終了に関する事項

- (1) 当園は、以下の場合には教育及び保育の提供を終了いたします。
 - ① 園児が小学校に就学したとき。
 - ② 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき。
 - ③ 保護者から退園の申し出があり、所定の手続きが終了したとき。
 - ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- (2) 下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。
 - ① 保育料、その他の徴収金が2ヶ月以上未納の場合。
 - ② 正当な理由がなく、1ヶ月以上当園を休んだ場合。
- (3) 卒・退園をされる場合は、子どもさんの教育・保育の継続性に配慮し、接続する学校及び児童福祉施設等と指導要録（認定こども園法で義務付けられている書式）にて丁寧な引き継ぎを行います。
- (4) 卒・退園後のご相談及び子育て支援の取り組み等につきましては、継続してご利用いただくことができます。（担当：主幹保育教諭）

11. 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	やました小児科医院
医院長名	山下 千賀子 院長
所在地	木津川市兜台7丁目10-7
電話番号	0774-73-6873

(2) 歯科

医療機関の名称	長澤歯科医院
医院長名	長澤 成明 院長
所在地	木津川市木津駅前1丁目38
電話番号	0774-72-0670

(3) 学校薬剤師

名称	京都南学校薬剤師会
薬剤師名	雪矢 暁子

12. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13. ご意見・ご要望等に関する相談窓口

当園では、ご意見・ご要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・ご意見・ご要望の相談解決責任者 園長 藤本 和寿 ・ご意見・ご要望の受付担当者 主幹保育教諭 立川 篤
第三者委員	玄関ホールに掲示していますのでご覧ください。

※ 上記のほか、園内に要望・苦情・相談等に係る投函箱を設置しています。

14. 個人情報保護について

社会福祉法人育宝会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図る事を宣言いたします。

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書等により対応いたします。
園舎の耐火構造	準耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・消火器 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
防犯設備	・防犯カメラ ・玄関ドアホン ・門扉オートロック ・防犯センサー ・非常通報ボタン ※ 警備業務を「総合警備保障(株)」に委託しています。
避難場所	・第1次避難場所 園庭 ・第2次避難場所 相楽老人福祉センター
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

(1) 気象予警報等の発令時における保育について

- ① 対象となる警報 大雨、洪水、暴風、大雪等全ての気象警報
- ② 対象となる地域 京都府山城南部(木津川市)

(2) 措置について

【登園前】園からの連絡は「れんらくアプリ」を利用して行います。

ケース	措置	備考
午前7時に発令中	自宅待機	
10時まで解除	随時登園	給食は用意できませんので、登園される方は、お弁当・水筒を持参してください。
10時時点も発令中	臨時休園	

【登園後】

天候の状況によって、小康状態のときにお迎えに来て頂くようご連絡する場合があります。

どうしても保護者の方の仕事等によりお迎えが困難な場合は、こども園でお子さんをお預かりしますが、万が一台風等により天災が発生した場合、当園としては責任を負いかねます。

(3) その他

- ① 状況によっては、上記と異なる措置を行う場合があります。(特別警報など)
- ② 保護者の方と連絡が取れない場合、緊急連絡先の方にお迎えをお願いすることがあります
前もって緊急連絡先の方と十分な連携をお願いします。

(4) 地震発生時の保育について

木津川市において震度5弱以上の地震が発生した場合は、お迎えをお願いします。状況によっては園から連絡できないこともあります。その場合、園からの連絡がなくてもお迎えをお願いします。保護者が引き取りに来られるまでは、園または避難場所にて園児をお預かりします。

※ 震度によらず震源地や被害状況によってはお迎えをお願いする場合があります。

※ 開園時間外に発生した場合は、施設の被害状況や職員の参集状況等により保育開始が可能かどうかを判断の上、ご連絡いたします。

(5) 災害時の連絡手段について

災害時には、電話が不通になるなど園と連絡がとれなくなる可能性があります。その際の園からの情報発信の手段は以下の通りとなります。

- ① 園からの配信メール
「れんらくアプリ」を活用し、子どもの安否・避難場所・災害状況などを連絡いたします。未登録の方や携帯を変更された方は早急にご登録をお願い致します。
- ② 災害用伝言ダイヤル『171』（原則として、災害発生時にのみ運用されます）災害時、園から伝言を登録いたしますので、保護者の方は災害用伝言ダイヤルに電話して情報を聞いて下さるようお願いいたします
- ③ 連絡ボードでのお知らせ 園から避難が必要な状況で、電子通信機器等が使用できない場合は、玄関前に避難先を明示した連絡ボードを設置し、災害時の子どもの様子や避難場所をお知らせします。
※ 災害発生時にご家庭から園への電話はご遠慮下さい。
(電話回線が混雑し、緊急の電話が繋がらなくなるため)

(6) 園児引き渡しについて

原則として園児のお迎えは、登降園表に記載されている方以外は、保護者からの連絡が無い限り引き渡しを行わないことになっております。ただし、災害時・緊急時に限り、保護者から連絡が無い場合でも「緊急連絡票兼災害時引き渡しカード」に基づき園児の引き渡しを行います。

16. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動, 政治活動, 営利活動	利用者の思想, 信仰は自由ですが, 他の利用者に対する宗教活動, 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

保 育 料	市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。	
延長・ 預かり 保育料	1号認定 (標準時間)	預かり保育 8時30分～8時59分 13時01分～16時30分 450円/日
		特別延長保育 8時00分～8時29分 16時31分～18時00分 200円/30分
		延長保育 7時00分～7時59分 18時31分～19時00分 200円/30分 18時01分～18時30分 100円/30分
		土曜保育(原則、土曜日は休日となっています。) 1,800円+給食費 300円
	2・3号認定 (標準時間)	延長保育(土曜延長なし) 18時01分～18時30分 100円/30分 18時31分～19時00分 200円/30分
2・3号認定 (短時間)	延長保育 7時00分～8時29分 200円/30分 16時31分～19時00分 200円/30分	

実費徴収	給食費	1号・2号認定 7,100円/月(主食費 1,800円 副食費 5,300円)
	絵本代	全園児 月額 500円程度
	制服 (3・4・5歳児)	ジャケット 9,450円 名札 180円 スポン 6,200円 スカート 6,200円 かばん 5,200円 ※3歳は、かばんのみ
	体操服 (3・4・5歳児)	体操服(長袖) 3,900円 体操服(半袖) 3,100円 体操ズボン 2,500円
	新学期用品代	610円～1,410円程度
	災害共済給付掛金	全園児 235円/年
	英語遊び・体育指導	2歳 1,500円/月(英語のみ) 3～5歳児 2,000円/月※年間36回以上
	卒園アルバム代	10,000円(入園時のみ)
	行事に係る費用	実費徴収

	品 名	単 価	年齢					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
保育用品	パステル 16色	660			○	○	○	○
	マーカー 8色	760				○	○	○
	カラーお道具箱	710				○	○	○
	のり	220				○	○	○
	ハサミ(キャップ付)	480				○	○	○
	自由画帳	250				○	○	○
	なわとび(綿)	500				○	○	○
	鍵盤ハーモニカ MX-27	5,600					○	○
	スモック	2,000				○	○	○
	れんらくノート(3～5歳)	190				○	○	○
	れんらくノート(2歳)	290			○			
	れんらくノート(0・1歳)	260	○	○				
	カラー帽子	1,250	○	○	○	○	○	○
	氏名印	450	○	○	○	○	○	○

そ の 他	施設を利用するにあたっての実費徴収が適当である費用が発生した場合は、その都度事前に通知し、実費徴収相当額を徴収します。
-------	---